

2021年4月1日 労使協定に係る情報提供

■労使協定の対象となる派遣労働者の範囲

東京・神奈川第一事業所、千葉第一事業所、埼玉第一事業所、つくば事業所の4事業所に所属する派遣社員であり、労使協定に記載されている職種に従事する派遣社員。

■労使協定の有効期間の終期

2022年3月31日

■労使協定の対象とならない派遣労働者の範囲

本社、東京・神奈川第二事業所、千葉第二事業所、埼玉第二事業所、久喜事業所、立川事業所、大阪事業所の7事業所に所属する派遣社員。